

令和2年12月16日 全員協議会決定

議会における新型コロナウイルス感染症対策について

6月下旬以降の全国的な新型コロナウイルス感染症の拡大は、8月第1週をピークとして減少に転じたものの、ほぼ横ばいから微増傾向となっており、感染の「増加要因」と「減少要因」が拮抗するなど、新規陽性者数の減少は鈍化していたが、10月下旬からは、新規陽性感染者が急増する地域が出てきたほか、11月以降増加傾向が強まり、過去最多の水準となっているなど、大きな拡大がみられない地域もあるものの、特に北海道や首都圏、関西圏、中部圏を中心に顕著な増加がみられるなど全国で感染が拡大している。

また、今後は、冬の季節性インフルエンザ流行期に備える必要もあり、予断を許さない状況にあることから、議会における新型コロナウイルス感染症対策については、感染症の収束が見られるまでの間、以下のとおり対応することとする。

なお、感染状況等の変化に応じ随時対応の変更を行う。

記

1 議会運営について

- (1) 議会フロア(議場、正副議長室、議員控室、委員会室、執務室等)には、適宜、消毒液を設置する。
- (2) 本会議場及び委員会室等においては、議員・説明員のマスク着用を推奨するとともに、室内の換気、ドアノブ等の消毒を定期的実施する。
- (3) 議会フロアへの入庁者に対して、感染予防対策を確実に実施するよう本会議場傍聴席入口の掲示において、手洗い、手指消毒、マスク着用、検温などの注意喚起を徹底する。また、会議の傍聴自粛を求めるとともにインターネット中継の活用を促し、やむを得ず傍聴する場合は、傍聴受付簿へ緊急連絡先(電話番号)の記入を求める。
- (4) 執行部が感染症対策を最優先で進められるよう会議の進行に際しては答弁の順序の調整などに配慮する。
- (5) 委員会における出席説明員は、引続き最低限の人数とし、3役(町長・副町長・教育長)を除き報告等案件ごとに入れ替え制とし、関係者(担当課長・担当補佐・担当係長)以外の委員会室への入室はしないこととする。

また、案件等報告のため、委員会室前等での待機により密集することのないよう周知徹底する。

(6) 出席説明員の紹介は省略するなど、委員会運営にあたっては、委員長を中心として短時間で終了できるよう効率的な運営に努めることとする。

(7) 乾燥防止の観点から、議場等への湯茶の持ち込みを認めることとする。

2 行政視察及び議会主催行事の実施について

不急の行政視察及び行事については、原則、延期又は中止とすることとし、必要に応じて議長が全員協議会に諮り、実施の適否を決定する。

3 議員活動等について

(1) 議員は、必ず事前に検温を行い、風邪の症状や発熱（37.5度以上）、倦怠感や呼吸困難など体調不良を感じる場合は出庁を見合わせる。

(2) 日常的な感染予防対策（3つの密（密閉・密集・密接）の回避、マスクの着用、石けんによる手洗いや手指消毒用アルコールによる消毒や咳エチケットの励行）を確実に行うとともに、止むを得ない場合を除き、不特定多数の参加が見込まれる会合等への出席は見合わせる。

(3) 手洗い、マスク着用等の感染予防対策を確実に実施するよう住民への周知に努める。

(4) 濃厚接触を回避するため、会話をする場合は日常的に可能な限り対面で互いに手を伸ばしたら届く距離（目安として2メートル）以上の「社会的距離」を確保するよう心がける。

(5) 万が一議員本人又はその家族が新型コロナウイルス感染症に罹患あるいは濃厚接触者と認定された場合は、速やかに議会事務局を通じて議長に報告を行い、保健所や医療機関の指示に従って行動すること。

(6) 感染者数の動向を踏まえ、国や県から行動自粛要請等が発出された場合には、要請等の内容に応じて適切に行動すること。

(7) SNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）を活用した情報発信については、メディアの性質に留意し、正確な情報発信を行うこと。

4 議会事務局職員の対応について

(1) 議会事務局職員は、上記3に掲げる項目を遵守するほか、町の感染症対策本部会議において収集した情報を、必要に応じて議員へ提供するなど、議会・議員が新型コロナウイルス感染症対策について速やかに対応できるよう議員との連携を密にし、議会の役割が最大限に発揮できるように活動すること。

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により出勤困難な町職員が発生し、通常業務の遂行が困難となった場合に優先的に対処すべき業務については、「新型コロナ

ウイルス等の感染症が発生した場合の業務継続等の基本方針（令和2年11月9日付け決定）」の定めるところにより処理する。

5 感染者の人権に対する配慮について

新型コロナウイルス感染症に感染した者やその家族、勤め先等は勿論のこと、感染症にかかる謂れのない個人への偏見や差別に繋がる行為、人権侵害、誹謗中傷等を行うことのないよう注意し、また、住民に対しその啓発に努めること。

6 その他

- (1) フェーズによる対応は、別途、新型コロナウイルス感染症対応基準に基づき、その都度、具体的な開催方法等について検討する。
- (2) 法定会議及び会議規則に基づく会議以外については、WEB会議等の導入についても検討していく。
- (3) その他不測の事態への対応は、議長において判断する。